

東三河広域連合地域リハビリテーション活動支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東三河広域連合地域リハビリテーション活動支援事業（以下「この事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、東三河広域連合（以下「広域連合」という。）が、被保険者の介護予防及び要介護状態改善のため、通いの場運営団体や介護事業所等に対してリハビリテーション専門職を講師として派遣し、リハビリテーションに係る講座（以下「出前講座」という。）及び技術的指導・助言等を行う。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、広域連合とする。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、広域連合構成市町村内に在住または所在するリハビリテーション専門職の支援を必要とする次の各項のいずれかに該当する者とする。

2 通いの場運営団体であって、次に掲げる要件を全て満たす者

- (1) おおむね月1回程度の自主活動を行い、1回当たりの参加人数は、おおむね5人以上であること。
- (2) 受講後、介護予防に資する介護予防活動の実施に努めること。
- (3) 政治、宗教活動を行う団体又は営利を目的とした団体でないこと。
- (4) 東三河広域連合が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する要綱に該当しないこと。

3 指定介護サービス事業所又は指定介護予防サービス事業所、若しくは地域包括支援センター（以下「指定介護サービス事業所等」という。）であって、次に掲げる要件を全て満たす者

- (1) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が配置されていないこと。
- (2) 利用者の生活機能の維持・向上、自立支援に資する取組をしていること。

4 その他広域連合長が必要と認める者

(派遣依頼)

第5条 この事業によるリハビリテーション専門職の派遣を受けようとする者は、地域リハビリテーション活動支援事業講師派遣依頼書（様式第1号）を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の派遣依頼書を受理し内容を審査の上、講師の派遣を決定したときは、地域リハビリテーション活動支援事業講師派遣決定通知書（様式第2号）をもって通知するものとする。

(派遣回数等)

第6条 リハビリテーション専門職の派遣回数は、次のとおりとする。ただし、広域連合長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(1) 通いの場運営団体への派遣は1団体につき年3回を上限とし、その派遣時間は、1回の支援につき2時間以内とする。

(2) 介護サービス事業所等への派遣は1事業所につき年4回を上限とし、その派遣時間は、1回の支援につき2時間以内とする。

(支援計画)

第7条 指定介護サービス事業所等へ派遣されるリハビリテーション専門職は、派遣にあたり、地域リハビリテーション活動支援事業 事業所支援計画書（様式第3号。以下「計画書」という。）を作成し、計画的に支援を行うこととする。

2 前項に定める計画書は、作成しだい広域連合長に提出するものとする。

(報告)

第8条 派遣されたリハビリテーション専門職は、支援内容に応じて、次に掲げる様式を用いて広域連合長に実績報告をしなければならない。

(1) 通いの場運営団体への支援を実施した場合、地域リハビリテーション活動支援事業 出前講座実施報告書（様式第4号。以下「出前講座報告書」という。）

(2) 指定介護サービス事業所等への支援を実施した場合、地域リハビリテーション活動支援事業 事業所支援実施報告書（様式第5号。以下「事業所支援報告書」という。）

2 前項に定める報告は、支援を行った翌月10日まで（3月は3月31日まで）に行うこととする。

(謝礼)

第9条 広域連合は、この事業の派遣により対象者へ支援を行ったリハビリテーション専門職に対して、前条の報告に基づき謝礼を支払うものとする。

2 謝礼の額は、次のとおりとする。

(1) 通いの場運営団体への支援を実施した場合、1回の支援の上限は2時間とし、30分間につき5,000円

(2) 指定介護サービス事業所等の支援を実施した場合、1回の支援の上限は2時間とし、30分間につき5,000円

ただし、その支援内容が、他職種の者が無報酬により出席する会議への出席である場合、謝礼の支払は行わない。

3 支払方法は、出前講座報告書、事業所支援報告書の実績に基づき1か月分ごとに支払うこととする。

4 リハビリテーション専門職が所属する事業所等の所在地から他市町村へ派遣を行う場合は、交通費の支給を行うこととする。距離はリハビリテーション専門職が所属する事業所等の所在地にある市町村役場と派遣先所在地の市町村役場間の距離とし、東三河広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成27年1月30日条例第12号）第4条の規定を準用する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

